

新潟市救急搬送患者受入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、救急患者の受け入れ体制を維持・強化し救急医療体制の充実を図るため、救急指定病院が救急車により搬送された救急患者(以下「救急搬送患者」という)を受け入れて診療する事業(以下「救急搬送患者受入促進事業」という。)を実施した場合に、受け入れた救急搬送患者数の実績に基づき予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 救急搬送患者受入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、当該年度の4月1日現在救急病院等を定める省令(昭和39年2月20日厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として同省令第2条の規定により新潟県知事が告示した新潟市内に所在する救急病院を運営する法人(国公立病院及び三次救急病院を除く)であって、次の各号の要件にすべて該当するものとする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでない者。

(事業の運営方針)

第3条 この事業は、救急搬送患者の受け入れ体制の確保に要した費用の一部を補助することにより、救急医療体制の強化を図るものとする。

(補助対象)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助事業者がこの要綱に基づき実施した事業とする。ただし、別表で定める年間の救急搬送患者受入実績分の救急搬送患者受入数が200人に満たない場合は、補助対象としない。

(適用除外)

第5条 削除

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表で定める補助対象経費から診療報酬等の収入を控除した額と基準額を比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業を実施した補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第6条の規定に基づく補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 収支予算書(別紙2)
- (3) 市税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、書類審査等を行い、補助金を交付するか否かを決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出につい

て証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(申請事項の変更等)

第10条 第8条の規定による通知を受けた補助事業者は、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、補助事業変更申請書(別記様式第3号)によりその旨を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の交付決定額を変更するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の取り消し、又は変更を決定したときは、補助金交付決定変更通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業終了後に実績報告書(別記様式第5号)を作成し、次に掲げる書類を添えて、補助事業完了後1か月以内又は当該補助金の交付の決定にかかる年度の3月31日のいずれか早い時期までに市長へ提出するものとする。

(1) 事業報告書(別紙1)

(2) 収支決算書(別紙2)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、書類審査等を行ったうえ、補助金額を確定し、その旨を補助金確定通知書(別記様式第6号)により補助事業者に通知し交付するものとする。

2 市長は、書類審査にあたり、前条各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 事業の全部又は一部を中止したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和11年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表

補助対象経費	基準額		
救急医療体制に必要な次に掲げる経費 1 給与費 2 材料費 3 減価償却費 4 雑損失 5 その他費用 (注) 新潟市病院群輪番制病院運営事業補助金、新潟市疾患別病院群輪番制病院運営事業補助金、及び国・県・市の他の補助金で補助対象とした経費は除くこと。	(1) 年間の救急搬送患者受入実績分 (申請年の1月1日から12月31日まで)		
	救急搬送患者受入数		補助額
	200人以上	500人未満	100万円
	500人以上	1,000人未満	200万円
	1,000人以上	1,250人未満	300万円
	1,250人以上	1,500人未満	400万円
	1,500人以上	1,750人未満	500万円
	1,750人以上	2,000人未満	600万円
	2,000人以上	2,250人未満	700万円
	2,250人以上	2,500人未満	800万円
	2,500人以上	2,750人未満	1,000万円
	2,750人以上	3,000人未満	1,200万円
	3,000人以上	3,250人未満	1,400万円
	3,250人以上	3,500人未満	1,600万円
	3,500人以上	3,750人未満	1,800万円
	3,750人以上	4,000人未満	2,000万円
	4,000人以上	4,250人未満	2,200万円
	4,250人以上	4,500人未満	2,400万円
	4,500人以上	4,750人未満	2,600万円
	4,750人以上	5,000人未満	2,800万円
	5,000人以上	5,250人未満	3,000万円
	5,250人以上	5,500人未満	3,200万円
	5,500人以上	5,750人未満	3,400万円
5,750人以上	6,000人未満	3,600万円	
6,000人以上		3,800万円	
(2) 加算額 1病院につき年額300万円を上限に交付する。			

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 所在地
名称
代表者

対象病院 所在地
名称
代表者

救急搬送患者受入促進事業費補助金交付申請書

年度の補助金の交付について次のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
救急搬送患者受入促進事業 「 病院」
2. 補助事業の目的及び内容
救急指定病院及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制を維持強化し、救急医療体制の充実を図ることを目的とする。
3. 補助対象経費
救急医療体制に必要とされる経費
4. 交付申請額及びその算定方法
金 円
5. 補助事業の期間（予定）年月日
年 月 日～ 年 月 日
6. 情報の公表の内容、方法及び時期
7. 添付書類
 - (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 収支予算書（別紙2）
 - (3) 市税の納税証明書

別紙1

事業計画書

- 1 病 院 名 _____
- 2 開 設 者 _____
- 3 許 可 病 床 数 _____ 床
- 4 診 療 体 制

職 種	休日昼間			夜間		
	院内待機		オンコール	院内待機		オンコール
	救急専従	病棟勤務		救急専従	病棟勤務	
医 師						
看 護 師						
放 射 線 技 師						
検 査 技 師						
薬 剤 師						
その他(事務職員等)						
計	人	人	人	人	人	人
人員配置に関する 特記事項						

※標準的な配置状況を記入してください。

- 5 救急搬送患者の対応計画（対応可否）

主な対応科目	科		科		科		科
傷病程度	軽症		中等症		重症		
画像検査体制	C T		M R I		一般撮影		その他画像検査
処 置	緊急手術						
その他特記 すべき事項等							

- 6 年間の救急搬送患者受入見込（申請年の1月1日から12月31日まで）

見込数
人

収 支 予 算 書

(病院名)

	項 目	予 算 額	備 考
収 入	収益		
	補助金		
	合 計		

	項 目	予 算 額	備 考
支 出	給与費		
	材料費		
	減価償却費		
	雑損失		
	その他費用		
	合 計		

注1) 救急医療に関する年間(4月1日～3月31日)の予算額を記入してください。

注2) 支出については、新潟市病院群輪番制病院運営事業補助金、新潟市疾患別病院群輪番制病院運営事業補助金、及び国・県・市の他の補助金で補助対象とした経費は除いてください。

別記様式第2号（第8条関係）

第 年 月 号
日

様

新潟市長

印

救急搬送患者受入促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付の決定をいたしましたので通知します。

記

1. 補助事業の名称 救急搬送患者受入促進事業
「 病院」
2. 交付決定額 金 円
3. 補助事業の目的及び内容 申請書記載のとおり

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 所在地
名 称
代表者

対象病院 所在地
名 称
代表者

救急搬送患者受入促進事業費補助金変更申請書

年 月 日付け新 第 号の2で補助金の交付決定のあった事業
について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1. 補助事業の名称
救急搬送患者受入促進事業 「 病院」

2. 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3. 変更の理由

4. 変更予定年月日

第 年 月 日 号

様

新潟市長

印

救急搬送患者受入促進事業費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け新 第 号の2で交付決定した事業については、
次のとおり変更したので通知します。

記

1. 補助事業の名称 救急搬送患者受入促進事業

「 病院」

2. 既交付決定額 金 円

3. 変更交付決定額 金 円

4. 変更事項

変 更 前	変 更 後

5. 変更の理由

（宛先）新潟市長

補助事業者 住 所
名 称
代表者

対象病院 住 所
名 称
代表者

救急搬送患者受入促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業
が完了したので下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業の名称 救急搬送患者受入促進事業
「 病院」
2. 交付決定額及びその精算額 金 円
3. 補助事業完了年月日 年 月 日
4. 補助事業の成果 別紙1のとおり
5. 補助事業の精算に係る収支明細 別紙2のとおり
6. 情報の公表の状況

事業報告書

(病院名)

1 診療体制

職種	休日昼間			夜間		
	院内待機		オンコール	院内待機		オンコール
	救急専従	病棟勤務		救急専従	病棟勤務	
医師						
看護師						
放射線技師						
検査技師						
薬剤師						
その他(事務職員等)						
計	人	人	人	人	人	人
人員配置に関する 特記事項						

2 年間の救急搬送患者受入実績 (申請年の1月1日から12月31日まで)

区分		救急搬送患者数 (A) (新潟市消防局分)	救急搬送患者数 (B) (新潟市消防局以外分)	補助対象患者数 (A + B)
受入人数	入院			
	外来			
	計			

収 支 決 算 書

(病院名)

	項 目	決 算 額	備 考
収 入	収益		
	補助金		
	合 計		

	項 目	決 算 額	備 考
支 出	給与費		
	材料費		
	減価償却費		
	雑損失		
	その他費用		
	合 計		

注1) 救急医療に関する年間（4月1日～3月31日）の決算額を記入してください。

注2) 支出については、新潟市病院群輪番制病院運営事業補助金、新潟市疾患別病院群輪番制病院運営事業補助金、及び国・県・市の他の補助金で補助対象とした経費は除いてください。

第 年 月 日
号

様

新潟市長

印

救急搬送患者受入促進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対する補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 補助事業の名称 | 救急搬送患者受入促進事業 |
| | 「 病院」 |
| 2. 交付決定額 | 金 円 |
| 3. 交付済額 | 金 円 |
| 4. 確定額 | 金 円 |